

## 八潮市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

### 1 趣旨

熱中症対策を強化するため気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとなりました。

市では、熱中症による健康被害を防止することを目的に市内の公共施設と民間施設をクーリングシェルターとして指定しています。

については、クーリングシェルターを運用し、市とともに熱中症対策にご協力いただける民間施設を募集するものです。

### 2 実施内容

クーリングシェルターは、主に次の内容を実施します。

- (1) 熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルターの開放
- (2) 施設の出入口等の見やすい場所に、クーリングシェルターマークの掲示
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理
- (5) クーリングシェルター内の案内（問い合わせがあった場合）及び体調不良者が発生した際の対応

### 3 指定基準

クーリングシェルターの指定基準は、次の条件を満たすことのできる施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 埼玉県に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を市民その他の者に開放することができること
- (3) 当該施設で定める受け入れ可能人数に応じた市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること
- (4) 当該施設をクーリングシェルターとして指定した旨を市ホームページ等で公表が可能であること
- (5) 実施内容に記載された全ての取組を実施できること

### 4 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート発表期間（毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

## 5 応募方法

八潮市クーリングシェルター指定申込書（別紙１）に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、八潮市健康増進課に提出してください。

## 6 提出後の流れ

申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 申込内容の確認、審査
- (2) 市と施設管理者で協定内容について協議
- (3) 協定の締結及びクーリングシェルターとしての指定
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) クーリングシェルターの運用開始

## 7 協定の有効期間

協定の有効期間は、協定締結日から協定を締結した年度の末日までです。協定有効期間の満了の１か月前までに指定施設又は市から解除の申出がない限り、翌年度以降も年度ごとに更新されます。

## 8 申込内容の変更及び廃止

施設管理者は、申込内容に変更があるとき、又は指定を廃止しようとするときは、八潮市クーリングシェルター（変更・廃止）申込書（別紙２）を市に提出してください。

## 9 情報提供と物資の配布

市は、クーリングシェルターに指定した施設に情報の提供と、次の物資の配布を行います。

- (1) 環境省熱中症予防情報サイト（熱中症特別警戒アラートに関する情報が確認できます。） <https://www.wbgt.env.go.jp/>
- (2) 市ホームページ「熱中症対策」  
[https://www.city.yashio.lg.jp/kenko/kenko\\_hoken/kenkozukuri/necchuushoutaisaku/index.html](https://www.city.yashio.lg.jp/kenko/kenko_hoken/kenkozukuri/necchuushoutaisaku/index.html)
- (3) クーリングシェルター案内掲示物の配布（クーリングシェルターマーク等）
- (4) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

## 10 市への報告

クーリングシェルターの開設に伴い、体調不良者が発生した場合は、八潮市クーリングシェルター報告書（別紙3）に必要事項を記載し、翌月5日までに市に提出してください。

## 11 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、又は指定を解除する場合があります。

### 応募・問合せ先

〒340-8588 八潮市中央1-2-1

八潮市健康増進課（八潮市立保健センター）

電話：048-995-3381

FAX：048-996-7810

メール：kenkozoshin@city.yashio.lg.jp